

請願・陳情参考資料

令和2年2月26日
子育て・人財局

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県取組状況
2年—7号 (2. 2. 19)	子育て・人財	保育関係者の早急な処遇改善について 鳥取の保育を考える会	1 保育士の配置基準のうち4・5歳児については、国の子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の向上」の中に、30:1から25:1への改善が盛り込まれている。 4・5歳児の配置基準改善については、保育関係団体からも継続して要望をいただいているが、現時点で実施主体である市町村の同意が得られていない。 2 保育士・保育教諭の処遇改善については、子ども・子育て支援新制度開始前に比べ、国において保育士（民間）全職員について約8%の処遇改善が行われたほか、技能・経験に応じて最大4万円の処遇改善が行われている。また、県単独加配の補助金においても単価引き上げを行い、各園で加配保育士も含めて処遇改善が実施できるよう予算措置をしている。 放課後児童クラブ支援員（正式：放課後児童支援員）については、国の運営費補助単価が年々引き上げられているほか、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する経費について補助されている。また、単県でも資格を持つ指導員に対する加算など処遇改善が実施できるよう予算措置を行っている。 なお、保育士の配置基準改善と更なる処遇改善については、保育現場や保育の主体である市町村の意見を十分に踏まえて、県としての方向性を引き続き検討していきたい。

【陳情の要旨】

- 1 4・5歳児に係る保育士の配置基準について、一人の保育士が受け持つ子どもの人数を72年からの30:1ではなく、20:1に改善すること。
- 2 保育関係職員・保育教諭・放課後児童クラブ支援員などの賃金上げるため、県独自の補助事業を創設し、保育士確保の下支えをすること。

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県取組状況
2年—8号 (2. 2. 19)	子育て・人財	保育に係る公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書の提出について 鳥取の保育を考える会	本県において、毎年4月1日時点の待機児童はゼロであるが、年度中途の10月1日時点では待機児童が発生している。 【待機児童数】R1. 10.1時点 85人（暫定値）(H30. 10.1時点 103人) 年度中途の待機児童解消を目指し、市町村が各市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する保育所等の施設整備や改修等の費用を国、県が助成している。 【令和2年度予算要求額】保育所等整備事業 91,699千円（1施設） 【令和元年度予算】19,146千円（1施設） （負担割合：国 1/2[安心こども基金活用の場合は県]、市町村 1/4。 子育て安心プランに参加する場合は国補助率を2/3に嵩上げ） 保育の質の向上に資する保育士の配置基準の改善については、国の子ども・子育て支援新制度における「質の向上」の中に、3歳児、1歳児及び4・5歳児の改善が盛り込まれている。現在、3歳児のみが公定価格に組み込まれている。県単独では、1歳児加配（6：1→4. 5：1）を実施している。 4・5歳児の配置基準改善については、保育関係団体からも継続して要望をいただいているが、現時点で実施主体である市町村の同意が得られていない。 【令和2年度予算要求額】低年齢児受入施設保育士等特別配置事業 198,605千円 【令和元年度予算】 189,147千円 保育士の処遇改善については、子ども・子育て支援新制度開始前に比べ、国において保育士（民間）全職員について約8%の処遇改善が行われたほか、技能・経験に応じて最大4万円の処遇改善が行われている。また、県単独加配の補助金においても単価引き上げを行い、各園で加配保育士も含めて処遇改善が実施できるよう予算措置をしている。 なお、平成27年度に施行された子ども・子育て支援制度は、施行後5年の見直し時期を迎えており、現在国において、公定価格や保育士の処遇改善等について対応方針を検討しているところである。

【陳情の要旨】

保育に係る公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求めるもの。